

官報

平成九年三月十四日

○第四百十回 参議院會議錄第八号

平成九年三月十四日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第八号

平成九年三月十四日
正午 本会議

第一 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔兩案について提出者の趣旨説明を求めます。三塚大蔵大臣。〕

〔國務大臣三塚博君登壇、拍手〕

○國務大臣(三塚博君) 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

平成九年三月十四日 参議院會議錄第八号

平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(趣旨説明)

及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨の説明を申し上げます。

まず、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。

平成九年度予算につきましては、我が國財政の危機的状況にかんがみまして、医療保険改革を初めとする各般の制度改革を繰り込むことにより一般歳出の伸び率を一・五%と九年度の低い水準に抑制するとともに、公債減額四兆三千二百二十億円を実現するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から四兆五千二百八十億円減額したものの、引き続き平成九年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、平成九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を

経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成九年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、七千二百億円を控除した金額を繰り入れるものとするともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千二百億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法法律案は、最近における社会経済情勢等に順み、住宅土地関連税制等について適切な対応を図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災に関する特例等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申し上げます。

第一に、住宅土地関連税制について、住宅需要を刺激するための措置として、住宅取得促進税制を当初拡充した上、段階的に適正化を図っていくという見直しを行うこととするほか、住宅の取得等に係る登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の引き下げ等の改正を行うこととしております。

第二に、社会経済情勢等に対応するため、特定の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設等の措置を講ずるほか、沖縄振興の観点から、沖縄に対する税制上の特別措置の新設、拡充を行う一方、企業関係の租税特別措置等について整理合理化等を行うこととしております。

以上のほか、民間国債の利子等の非課税制度等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じてその期限を延長する等、所要の措置を講ずる

ることとしております。

次に、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の住宅の再取得等を支援するため、被災者が住宅の再取得等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の特例等の措置を講ずることとしたてております。

以上、提案の二法律案につきまして、その趣旨を申し上げたところでございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。益田洋介君。

〔益田洋介君登壇、拍手〕

○益田洋介君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました二法律案につき、橋本総理並びに閣僚大臣の御所見をお伺いいたします。

まず、平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案についてお尋ねいたします。

本法法律案は、平成九年度予算の財政的裏づけを行うことを企図した法案ではありますが、政府予算案にはさまざまな疑問を抱かざるを得ません。

まず、政府は予算案を緊縮型予算と銘打って編成したと公言しておりますが、早急に構造改革を図る必要がある我が國経済の実情を無視したものであり、到底容認できるものではございません。

先月、ベルリンで開催された主要七カ国蔵相・中央銀行総裁会議、G7におきましては、これ以上のドル高に歯どめをかけることで合意いたしました。このことは、一九九五年四月に急激な円高ドル安からの「秩序ある反転」以来続けてきたG7路線の転換でもありました。この路線転換の背景には、米国の財政赤字縮小の要因となつたドルの信頼の回復がありました。その一方で、今年度予算案を見て、日本政府の経済運営に対する不信、日本経済の先行きに対する不安が世界じゅうで噴

出し、市場で円売りが加速するという結果につながってきているという客観状況があることを否むわけにはまいりません。

そこで、ルービン米財務長官は我が国に対し、日本の課題は内需主導型の成長と整合的なマクロ経済政策をとることだと指摘し、日本の景気回復を輸出主導ではなく内需主導を進めてほしいという意向を表明したわけですが、この点に関する総理の見解をお伺いしたい。

本年度は、消費税率引き上げによる五兆円増税に加えて、所得税、住民税の特別減税打ち切りで二兆円、医療費など社会保障制度の改悪で二兆円と、合計九兆円もの負担が国民に押しつけられようとしております。年収七百万円程度の家族四人の標準世帯を例にとるならば、一人当たり年間十八万円の負担増になる計算であります。

住居問題の処理に失敗し、国民に第一次処理だけでなく六千八百五十億円もの負担を強い記憶がまだ生々しい今日、この上また新たな負担を強要するというのとは一体どうした行政運営上の感覚から生じるところなのでしょう。このように身勝手な行政上の失態のツケ回しを国民に対し繰り返して、経済成長の基盤となる国民生活を圧迫し続けられ、大幅な景気減速を招くことは必至であります。

こうした事態を直視し、どのような対応をし、さらにはその責任をどのようにとられるのか、総理の見解を伺います。

次に、九年度予算案は、財政構造改革への取り組みという観点からまことに不十分と言わざるを得ません。

内外の世論を待つまでもなく、我が国の財政体

質はここ数年急速に悪化しております。例えば、地方を含めた国の財政収支は、国内総生産GDPの六%、長期債務残高は九〇%になんなんとしております。一方で、EUの二〇〇二年通貨統合に向けての目標は、財政赤字をGDP比三%以下、債務残高を同六〇%以下に抑えるとしているものでございます。このような先進各国との比較において、我が国の現状は最低ランクに位置すると言わざるを得ません。

財政再建のために、まず公共事業費を中心に経費別、省庁別に数値目標を掲げたコスト削減の徹底から始めるべきであると私は考えます。ある新聞の一月十四日の世論調査では、今年度予算案における歳出削減は不十分であり、かつ予算案に修正が必要であるとの意見が実に七一%という高率に達しております。

ところが、公共事業費の事業別、省庁別配分比率は微動だにしていないうし、農業関係者でさえ首をかしげるウルグアイ・ラウンド対策費が安易に計上され、また、整備新幹線の未着工区間に事業費がついたりして、ばらまき型利益誘導予算とのそしりを免れないわけでありまして、この点につき、総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いしたい。

さらに、政府は、予算案において本年度特例公債の発行を四兆三千億円減額したと胸を張って強調しておられるようですが、もともと八年度予算案において十二兆円もの特例公債を発行したこと自体が異常であつたわけですから、本年度の場合も実態は、繰り返し総理の言われる増税なき財政再建とは裏腹な九兆円に上る大増税により相殺したただけのことで、特例公債の減額はトータルで見ますれば減額には当たらないものであります。

このことを踏まえると、私も新進党がかねてより主張してきた特別減税の制度化や所得税減税を実施し、見かけの数字を合わせではなく、実質的に個人消費に活力を与え、景気の落ち込みを防ぐことが重要であると強調せざるを得ません。しかも、九年度末の国債発行残高は、八年度末見込みに比べ十三兆円増の二百五十四兆円に達する見通しであります。

政府は、本年を財政構造改革元年と自慢げに呼称されておりますが、実情は財政再建の糸口さえ見えてこない。こうした実態を顧み、国民の誤解を招きかねない事実とは異なる財政構造改革元年などという呼称を用いることは、私は、今後償還でいただきたいと切に要望いたしますが、総理、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

また、いわゆる隠れ借金累計は今年度末には二兆円余り増加すると言われておりますが、そのうち一兆円は旧国鉄長期債務の増加分であります。特に、旧国鉄の長期債務はことし四月に二十八兆円を超えることは確実であり、何ら対策を講じないで返済ができない場合には、昭和六十一年の閣議決定に基づき国民の負担にツケ回されるという深刻な状況でございます。

本来、旧国鉄債務の解決策は昨年末までに策定されていなければならなかったわけですが、実際には何らの方策もとられず先送りされ、逆に一日三十五億円の金利が雪だるま式にふえているのが実情でございます。総理自身が運輸大臣をされていた当時の政策が原因でいわれなき借金がツケ回される国民の政治不信は募るばかりでございます。

特定財源制度を見直し、道路整備関連税などを

旧国鉄債務の償還財源に充てるという試案が財政構造改革会議で検討されることですが、これらにつき総理の御所見をお伺いいたします。

さて、公共事業の大半を請け負う特殊法人の改革も行き詰まり状態にあるのが現状でございます。抜本的な改革を標榜するのであれば、一般会計の六割を超える財政投融资資金を投入することはやめるべきであります。このことにより、財政資金の出口ともいうべき特殊法人の改廃を促進し、人口となる原資、すなわち郵便貯金や年金保険料が縮小されれば、郵便貯金民営化案も現実味を帯びてくることになるかと考えます。

財政構造改革は、財政投融资制度や特殊法人の抜本改革を避けては通れず、その意味で郵便貯金民営化論議を封じ込めてはならない、そのように考える次第です。この際、郵政大臣及び厚生大臣の忌憚なき考えを伺いたいと存じます。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

この改正の大きな柱ともいうべき住宅取得促進税制は、従来であれば景気対策の一環として位置づけられるものかもしれませんが、しかし、今回の消費税率五%引き上げで、実際には、四、五千万の住宅を購入した場合、六年間の控除額が百八十万であったとしても、ほとんど消費税分に相殺されてしまうことになるわけでございます。

御苦労されている被災者の方々に本気で手を差し伸べるのが政治の仕事であるならば、私は、神戸のエンタープライズゾーンや沖繩の自由貿易地域を経済特区として位置づけ、活性化を図るよう

な思ひ切った施策を断行すべきと考えます。それはひいては日本の経済構造改革に寄与し、我が国全体の景気を刺激するものと考えますが、総理の所見をお伺いしたい。

最後に、危機管理に対する総理の姿勢をお伺いいたします。

阪神・淡路大震災で首相官邸の危機管理体制の欠如がクローズアップされて二年が経過しました。しかし、その後も日本海軍流出事故、米軍による劣化ウラン弾誤射事件、動燃再処理工場爆発事件と、いずれも初動対応や情報伝達のおくれが指摘され、問題化しております。動燃の事故では、排気筒の十二台のモニターが放射線漏れを感じ知していたにもかかわらず五時間も見逃して、首相官邸に報告が入ったのは実に午後四時過ぎであったと言われております。

このことは、橋本政権の視野に国民の憤りや募る不安といったソフトな感性が入力されていないあらわれであるとは考えざるを得ないわけですが、動燃事故の直接の監督官庁は科学技術庁でございますが、危機管理の最終責任は総理にあると考えます。財政危機の管理もできない上、安全に対する危機管理能力もない、そうした橋本総理は速やかに退陣すべきだと考えますが、この点に関する総理の御所見を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 益田議員にお答えをいたします。

まず、日本の景気回復についての御質問がございました。

我が国経済の最近の動向を見ますと、景気は回

復の動きを続けております。そして、そのテンポは緩やかではあります。設備投資を初め民間需要は堅調に推移をいたしております。

九年度につきましても、政府経済見通しでお示しをいたしましたように、消費税率の引き上げなどにより年度前半は景気の足取りが緩やかになるものの、規制緩和などの経済構造改革の実施等と相まって、次第に民間需要を中心とした自律的回復が実現されるとともに、持続的成長への道が開かれてまいります。そのように考えております。

次に、消費税率の引き上げは所得税などの恒久減税などとおおむね見合うものであります。我が国の構造変化に対応した税制改革の一環として確実に実施をしていく必要があります。また、特別減税は、我が国経済が回復基調にあること、そして危機的な財政状況をさらに悪化させないこと、こうした点から実施をしない決断をいたしました。

政府経済見通しにおきましては、これらの措置をも盛り込んだ上で、来年度の経済の姿につき、次第に民間需要を中心とした自律的回復が実現されていくとともに、持続的成長への道が開かれていくと見込んでおります。

政府としては、安易に財政に頼らず、民間需要中心の自律的な景気回復の実現を図り、中長期的な安定成長につなげていくためにも、適切な経済運営に努めるとともに、各般の構造改革を一体的かつ積極的に進めてまいっている所存であります。

九年度予算につきましては、各般の制度改革の実現に努めた結果として、一般歳出の伸びは一・五%と九年度消費者物価上昇率の見通しを下回り、実質伸びがゼロになりました。同時に、国債

費を除く歳出を租税等で賄える範囲内にとどめたこと、四・三兆円の公債減額を実現すること、こうした内容を持っていることは今さら申し上げるまでもありません。私どもは改革の第一歩を踏み出したと考えておりますが、今後さらに思い切った財政構造改革を進めていく必要があることは御指摘のとおりであります。

次に、特定財源制度と旧国鉄債務の関係についてのお尋ねがございました。

道路等の特定財源制度は受益者負担に基づくものであり、これを旧国鉄債務の償還財源に充てることが適当か、また、国民の御理解をいただくことができるかどうか、私は慎重な検討を必要とすると考えておりますが、いずれにせよ、国鉄長期債務などの本格的処理を平成十年度から実施できるよう、最終的な国民負担のあり方としていかなる措置があるかを幅広い検討の中で私どもとして決めていかなければなりません。

次に、神戸のエンタープライズゾーンについてのお尋ねがございました。

この構想につきましては、これまでお地元の方から税制上の措置や規制緩和などに関する一般的な御要望を承っておりますが、具体的な事業内容について現在地元において検討中だと伺っております。政府としては、こうしたお地元の検討を踏まえて、具体的な御要望を伺った上、どのような支援ができるかなどについて検討していきたいと思っております。

また、沖縄の自由貿易地域につきましては、大田知事御自身にもメンバーに入っていたいただいております。沖縄政策協議会で自由貿易地域の今後のあり方についての検討を進めることとしており、現

在、沖縄開発庁を中心に関係各官庁、そして沖縄県とともに作業を進めております。今後ともにこの協議会での検討を深めるとともに、県から具体的な構想が提示されることとなれば、協議会等の場において真剣に検討してまいります。

次に、日本海軍流出事故等についての危機管理の責任を問うお尋ねがございました。

この事件が発生いたしました当初は、人命救助というものが問題だったことは御承知のとおりであります。そして、この人命救助につきましては、乗組員三十一名を救助すると同時に、その時点で発見をいたしました流出油に対し防除措置を開始し、全力を尽くしてきました。しかし、残念ながら船体首部の、海上保安庁の諸君が必死で努力をしてくれたのですけれども、海岸への漂着という事態になり汚染が拡大をいたしましたこと、こうしたことについては本当に残念であります。

現在も、応急対策、被害者対策あるいは再発防止策について関係関係会議を通じて対策を講じておりますが、今後ともに政府一体となった取り組みを行ってまいりたいと思っております。

次に、劣化ウラン弾問題への御質問、御意見がありました。

アメリカ側に対し通報の著しい遅延につき遺憾の意を表明しつつ、三月末までに日米間で事件・事故のきちんとした通報体制を合意、公表する考えであります。

また、沖縄県におきまして、アメリカ側からの通報後、政府が直ちに同県に通報すべきであったというお考えがあることは承知をいたしております。私自身、この点については知事にもおわびを申し上げてまいりました。地元の方々の気持ち

に対する配慮が欠けていた、これは私は甘受をいたします。そして、今度の反省に立つて、今後はこのような遅延のないように最大限努力をしてまいります。

次に、動機における爆発事故への対応につきましてのお尋ねであります。私は、昨日の参議院予算委員会でも申し上げましたように、「もんじゅ」の事故の中からあれだけ大きく批判を受けました動機に、連絡のおくれ、事実の隠ぺいといったことの反省が今回全く生かされていない、本当に残念な気持ちがいっぱいあります。

今後、地元の方々の不安、不信を払拭して、「もんじゅ」の事故の後に円卓会議等である程度回復してまいりました信頼をもう一度取り戻すために、調査委員会を公開で行う等、信頼感を得る努力をすると同時に、情報伝達に万全を期すだけの体制を整え、事故の原因究明と再発防止に全力を挙げてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 同様の質疑をいただいておりますが、重複いたしませんように、予算編成者、原案作成者として申し上げさせていただきます。

九年度予算案について大変な御批判をいただきました。しかし、五百兆を超える国、地方の長期国債、借金が累積をいたしております。今これに歯どめをかけませんと深刻な事態が生まれることは御承知のとおりであります。平均五％という利子で計算をいたしてみても二十五兆の利払い、そのほかプラス元金でございますから、気が

遠くなることであります。よって、経理指示により、財政構造改革元年として聖域を設けず全力を尽くせという趣旨に基づき予算編成に当たりました。赤字国債の減額は、まさに後世にツケを回さないという大人たちの気持ちを体しまして、政府・与党一体となってやり抜いたところでござい

ます。歳出の伸び率は一・五であります。消費税率初年度効果ということで、満額は入りませんから、二・七兆というオーソライズされた収入額でございます。そしてそれに加えて、国家が、政府が支払う消費税四千億円でございますから、一般歳出に一・五％、元金は四十三兆でありますから、それを引きますと〇・六％以下ということであり、まさにほぼゼロシーリングに近い形で編成が行われたわけでございます。

公共事業その他はこれまでではないかという御指摘であります。公共事業予算の配分につきましては、公共投資基本計画の考え方や社会経済情勢の変化、国民のニーズ等を踏まえまして、国民生活の質の向上に直結する分野や次世代の発展基盤の整備など、経済構造改革に資する分野への重点的な配置をいたしたところでございます。

御指摘のウルグアイ・ラウンド対策につきましても、全体として着実な事業執行が図られますように各事業に予算措置をいたしたところであります。

整備新幹線の取り扱いにつきましては、収支採算性の見直し、JRの貸付料等の負担、並行在来線の経営分離についての地方公共団体の同意、そしてJRの同意等を基本条件といたしまして、これが合意し確認をされたことによりまして、その

取り扱いを厳正に判断してまいらるということであり

ます。JRは旧国鉄ではございません。民営鉄道という基本論がありますから、私鉄運営の基本と同じ原理で取り組まなければなりません。この結果、四・三兆円の公債減額を実現したところであります。

以上に見られますように、九年度予算については、全体として抑制を図る中で重点的、効率的な資金配分を行ったものでございまして、現時点では最善、最高の予算であると考えております。円滑な御審議と一日も早い成立を希望する次第でございます。

次に、財政構造改革元年という呼び名でございますが、ただいま申し上げましたとおり、九年度予算は財政構造改革の第一歩を踏み出したものであると考えております。今後とも財政構造改革に強力に取り組んでいくことが重要であると考えております。(拍手)

(国務大臣堀之内久男君登壇、拍手)

○国務大臣(堀之内久男君) 郵貯民営化論議に関する御質問でございますが、総理もたびたび答弁されておるとおり、財政投融資については、その基本的役割や必要性は将来においても残ると思っておりますが、その受け持つ具体的な役割は社会経済情勢などの変化に応じて見直されていくものと考えております。

ところで、郵便貯金は、高齢化の進展がとりわけ顕著な離島や山間地はもちろん都市部においても、民間金融機関の店舗配置の乏しい住宅地などを含めバランスよく店舗を配置し、国民生活に密着した基礎的金融サービスをおまねく公平に提

供するという大きな役割を果たしており、今後ともこの体制で事業の効率化、合理化の促進を初めとする改革に積極的に取り組んでまいることが国民福祉の向上に資するものであると考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後、国がどのような機能を果たすべきなのか、聖域なく検討される中で、政府・与党内において十分議論がなされるものと承知をいたしております。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 益田議員のお尋ねは、財政構造改革は財政制度や特殊法人の抜本改革を避けては通れず、その意味で郵貯民営化論議を封じ込めてはならないと考えるが、厚生大臣どう思ふかというお尋ねであります。

私は同感であります。ただ、郵貯民営化だけを私は言っているわけではありません。いわゆる郵便貯金、簡易保険、郵便事業、この郵政三事業は民営化が必要であり、可能だと言っているわけであり

ます。今、内閣の方針として、民間にできることは民間に任せようというのが大方針であります。その総論を私は各論に推し進めるべきだと思っております。郵便局をなくせと言っている人はいません。郵便局の仕事は重要であります。ただ、私は、あの郵便局の仕事は役所でもできると言っているんです。役人でなくてもできる。民間人に任せても、民間企業に任せても十分できると言っているのであります。

民間企業は、利益を上げなきゃ倒産してしまいます。利益を上げて、法人税を納めて、固定資産税を納めて、設備投資は自分の金でして、国民に

よい商品、よいサービスを提供します。しかし、官の仕事は、民間と同じ仕事をしているにもかかわらず、法人税は納めない、固定資産税は納めない、設備投資をするときは予算を要求してくる、これでは経済は活性化いたしません。

私は、そういう意味において、この郵政三事業は財政投融資制度の根幹の見直しにつながる、さらには行政、財政、金融、抜本の改革につながるから主張しているのではありません。今後、橋本内閣の方針は、一切の聖域なくしてあるべき議論を進めていくことでありますので、その中で賛否両論ある議論でありますので、活発な議論が必要であると思います。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本岡昭次君。

(本岡昭次君登壇、拍手)

○本岡昭次君 私は、民主党・新緑風会を代表しまして、ただいま議題となりました法律案について、総理並びに関係大臣に対して質問をいたします。

まず、財政構造改革に関連して総理にお尋ねいたします。

昨年来、総理は、平成九年度を財政構造改革元年とし、既存の歳出に思い切ったメスを入れると述べておられますが、でき上がった予算はどうか。公債発行は四兆三千億円減額されましたが、厚生年金への繰り入れ延期等によるいわゆる隠れ借金は一兆五千億円も増加しています。四月からの消費税率引き上げと特別減税打ち切りによる六兆四千億円の増収増は一体どこへ消えてしまったのか、国民は素朴な疑問を抱いております。

私も主張してまいりました公共事業の繰り延べ、住都公団等特殊法人に対する補助金の見直し、ウルグアイ・ラウンド農業対策事業の見直し等についても、総理は近々歳出削減指針を示されるようでありますが、このような意気込みを平成九年度予算編成の前に示していただけたことが何よりも残念でなりません。

この際、計画期間を五年から六年に延長するというまやかしの削減案でお茶を濁してはなりません。一たんすべて白紙に戻し、それぞれの事業の必要性、費用対効果等について厳しく問い直すべきではありませんか。

また、つい先日、関西地区の大震災復旧・復興工事を含む公共工事についての百五十六社八百七十二件という大がかりな談合疑惑が明るみに出ました。こうした談合疑惑が発覚した以上、数年前の埼玉談合事件のように政治的圧力での刑事告発見送りというやむやな決着とならぬよう、政府の厳正な対応を強く求めるものであります。

今回の談合事件への対応及び今後の是正策について、総理とともに建設大臣の御決意もお聞かせ願いたい。

次に、租税特別措置法改正案に関連してお尋ねいたします。

今回の税制改正はどのような哲学、理念に基づいて議論されたのか、さっぱり私にはわかりません。財政構造改革元年にふさわしく、特に企業関係の租税特別措置を初め、徹底した整理合理化、廃止を行っていくことが求められています。ところが、企業関係では廃止二項目に対して新設二項目であり、結局、本年度の七十七項目と変わっておりません。また、全体では廃止四項目に対して

新設九項目と、むしろ増加しております。これでは財政構造改革元年にふさわしい税制改革と言えないのであります。

特に、国産アスファルト等に係る石油税分の還付制度の新設につきましては、石油増産の二重課税見直しの代償措置として政治的に決められたことは周知の事実であります。そもそも道路等の特定財源については、財政を硬直化させ、むだな公共事業の温床になっているとの批判が強くあります。財政構造改革の観点からは、この際、調整併課に改めた上で一般財源化する等の思い切った改革を行うべきだと考えますが、いかがですか。

もう一点、昨年の税制改正で、公益法人の情報公開促進、課税強化の観点から新設された公益法人等の収支計算書提出義務についても、本年一月一日以降の事業年度から適用されることになっておりました。しかし、一度も適用されないうまま、政令改正によって適用規模が年間収入五千万円超から八千万円超に引き上げられることとなりました。このように短期間のうちに後向きな改正を行う理由は一体どこにあるのですか。

これらの諸点につきまして、総理及び大蔵大臣の御所見をお聞かせください。

次に、阪神・淡路大震災の被災者に対する税制上の特別措置についてお尋ねいたします。

平成七年一月十七日、一瞬にして数千人の生命を奪った阪神・淡路大震災から三年目を迎えております。依然として約四万世帯の方が仮設住宅での厳しい生活を余儀なくされております。そうした中で、今回、被災者の住宅再建を支援するため、住宅取得促進税制の特例が提案されております。住宅借入金金の年末残高一千万円以下の部分に

適用される控除率を全控除期間を通じて二%とする特別措置が講じられることは、被災者の生活再建の支援策として高く評価をいたします。しかしながら、今回の特別措置による負担軽減も、消費税率引き上げと特別減税打ち切りによる負担増が加わって、実質どの程度の効果があるのか疑問であります。

第一に、大蔵省は、被災者が抱える借入金の実態についてどのように把握し今回の特別措置を講ずるに至ったのか、また、該当者をどの程度と見込んでおられるのか明らかにすべきだと考えます。

第二に、六年間の控除額の合計が最大で二百十万円となっております。これは一般の方の百八十万円の枠と比べてわずか三十万円の優遇でしかありません。被災者の住宅再建を本当に促進するというなら、少なくとも枠を最大三百万円まで拡大すべきであります。

第三に、今回の特別措置は、いわゆる被災者の二重ローンの解消に役立たないということであり、今回の改正では、住宅ローンを抱えて被災に遭われた方の従前の住宅ローン残高については現行の住宅促進税制が適用されることになっております。被災者が抱える二重ローンの重圧を少しでも軽減しようとするのであれば、従前の住宅ローン残高も今回の対象に加えるべきであると考えます。

これらの点について、大蔵大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

私は、阪神・淡路大震災による経済的打撃から早期に立ち直るためには、こうした特別措置に加えて、被災地域を対象としたいわゆる経済特区を設置して税制上の優遇措置を講ずることが必要で

あると考えております。既に兵庫県においては具体的には本年一月からエンタープライズ構想が動き出してあります。地方税については時限を区切って優遇措置が先行実施されました。国税についても特段の配慮を講ずべきと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

また、平成七年にとられた阪神・淡路大震災への税制上の特例措置も、今後、順次その期限を迎えることとなります。復興が実現するまで特例措置を今後とも継続することが最低限必要であります。特に、被災した零細・中小企業者についてはさらなる優遇措置の創設も検討すべきであると考えますが、大蔵大臣の御所見をお願いします。

最後に、今回の税制改革で見送られた消費税込革についてお伺いいたします。

今回の消費税引き上げについて、今後、国民の理解を求めていくためには、現行消費税の持つ構造的欠陥を徹底的に是正することが不可欠であります。

そのためには、第一に、消費者が支払う消費税の一部が事業者の手に残るいわゆる益税を解消することです。第二に、事業者が税額計算をする際の現行の帳簿方式を、より透明性の高いE・U型のインボイス方式に早急に移行することです。第三には、生活必需品に対して、例えば軽減税率を適用することなどによって低所得者に対する逆進性の緩和に本格的に取り組むことが必要であります。

大蔵大臣は、これらの課題に対して今後どのような決意で取り組むお考えか、具体的かつ明快な御答弁をお願いしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 本問議員にお答えを申し上げます。

まず第一に、平成九年度の公共事業予算についてのお尋ねがございました。

平成九年度、例えば御指摘の公共事業予算につきましては、七年ぶりに前年度と実質的に同水準にとどめまして、重点的、効率的な配分に努めるなど、さまざまな努力をいたしております。今後とも、それぞれの事業の必要性を費用対効果分析の活用などによりまして客観的に評価することによりまして、効率的な公共事業予算となるよう努めてまいります。

また、特殊法人等に対する補助金についてもお触れになりましたが、私も、平成七年の閣議決定を踏まえて、抑制に努めながら、真に必要な財政需要に対し所要の財源配分を行ったところであります。

次に、談合疑惑についてのお尋ねがございました。

公共事業をめぐる談合事件というものは決してあってはならないことでありまして、報道された関西地区の問題につきましても、法に違反するような事実があれば関係機関において厳正に対処せられるものと考えております。

次に、租税特別措置の整理合理化につきましてお尋ねがございました。

平成九年度の税制改正におきましても、現下の重要な政策課題に対応する措置を講じた一方で、既存の諸措置につきましても、政策的、効果などを十分に吟味して、廃止を含む整理合理化を行っております。今後、財政構造改革が現下の最重要課題であることも踏まえながら、その整理

合理化を徹底していくことが必要であると考えております。

次に、今回の消費税率の引き上げに伴って個別間接税を調整すべきという御質問がございました。

今回の消費税率の引き上げは、あらゆる財貨サービスに対してそれぞれ取引価格の一律二%の負担増を求めるものであり、特定の物品について調整措置を行うという措置はとらないことといたしました。

また、道路等の特定財源について一般財源化すべきではないかという御意見をいただきましたが、特定財源制度は、それが資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向を持つことから見て、その妥当性について常に直視していくべきものではございませんけれども、道路整備事業などにつきましても、施設の利用者による施設の整備費用の負担という受益者負担の理念に基づいて特定財源制度によって事業を実施することにつきましては、現時点では私は合理性があると考えております。

次に、公益法人等の収支報告の収入金額の基準について御意見がございました。

昨年六月、宗教法人法におきまして、主務官庁に対する収支計算書の提出を要しない小規模法人の範囲が八千万円以下の法人と定められましたことと、公益法人等の約七割が宗教法人で占められておりますことなどを考え、五千万円から八千万円に引き上げることとしたものでございます。

次に、阪神・淡路大震災の被災地を対象とした経済特区をというお話がございました。

被災地に対して国税で特段の配慮をせよという

御意思だと思いますが、阪神・淡路大震災の被災地における事業活動の復旧などへの対応として、国税におきましても、被災代替資産の特別償却、特定の事業用資産の買いかえ特例など、さまざまな措置を講じてきておられることは御承知のとおりでありまして、震災復興に係りますこれらの特例措置は、税制としてできる限りの対応を行ったものでありまして、最大限の御活用をお願い申し上げます。残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) ただいま総理からも四点到りたり御答弁がございました。重複しませんが、うに申し述べさせていただきます。

租税特別措置法の哲学、理念を問うということでございます。

税制については、公平、中立、簡素を旨とすべきということは言うまでもございません。また、租税特別措置が例外的ないわゆる特別な措置であるということも言うまでもございません。こうした基本的な考え方を踏まえ、具体的な改正に当たっては、最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得促進税制の見直しなど住宅土地関連税制等についての適切な対応、特定の中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設、沖縄に対する税制上の特例措置の新設、拡充等の措置を行うこととしております。また、同法律案は、阪神・淡路大震災に關します特例等の措置を講じたものでございます。

次に、租税特別措置の整理合理化についてのお尋ねであります。

総理からも骨子について答弁がございました。私は、租税特別措置法の哲学、理念を踏まえながら、その整理合理化を徹底していくことが必要であると考えておるところでございます。

特定財源の問題についてのお尋ねでございます。

先ほど総理も申されたわけでございます。特定財源制度は、それが資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向を持つものでありますことから、その妥当性については絶えず見直していくべきものでありますけれども、道路整備事業等については、施設の利用者によります施設の整備費用の負担という受益者負担の理念がそこに入っている特定財源制度でございます。本件の実施に当たりましては、現時点では合理性があると考えておるところでございます。

次に御質問のありました法人税における収支計算書の提出制度につきましては、平成八年度の税制改正において公益法人等に対する課税の適正化の観点から設けられたものであります。その際、事務負担を考慮しまして、年間収入金額五十万円以下の小規模な法人については収支計算書の提出を要しないこととしたところでございます。

しかしながら、その後、宗教法人法において、主務官庁に対する収支計算書の提出を要しない小規模法人の範囲が八千万円以下の法人と定められたこと、そして公益法人等の約七割が宗教法人で占められておりますことを勘案し、今回、本制度における収入金額の基準を引き上げるといたしたところでございます。

次に、阪神大震災被災者に対する住宅取得促進

税制の特例についてのお尋ねでございますが、今回の措置は、被災者の方々の強い御要望を踏まえて、住宅再建のインセンティブを与えるため、思い切った特例を講じたところでございます。

被災者の有する自己資金の多寡等の経済状況、取得する住宅の価格水準はさまざまであり、その借入金の状況や特例の該当者等について確たることは申し上げがたいのでありますけれども、本特例につきましては、従来にない思い切った措置であると思っております。これまでの住宅に関する税制上の措置や財政金融面の措置とあわせて住宅再建促進効果が期待されます。以上のようなことから、被災者における早期の住宅再建に大きな効果を示すものと期待されておるところでございます。

次に、この控除額の合計限度額を拡充すべしとの御指摘でございます。

今回の税制改正においては、入居一、二年が三十万円、残り四年間が二十五万円という現行の住宅取得促進税制の控除額を、六年間通じて三十五万円に引き上げており、税制としてとり得る最大の措置と考えておるところでございます。なお、一年間の控除額三十五万円は、平均的サラリーマンの給与収入七百万円に対する一年間の所得税額二十六・六万円を大きく上回ることをお考えいただきたいと存じます。

従前の住宅ローンの残高も控除の対象に加えるべきであるとの本閣議員の御指摘でございますが、被災者に対しては、雑損控除の前倒し適用により所得税額の軽減を行うことなど、最大限

の配慮を行ってきたところでございます。今回の住宅取得促進税制の特例措置は、震災から二年を経過してもまだ住宅再建ができない方々の御要望を踏まえ、住宅再建ができない経済的な事情を最大限配慮し、新たに措置するものであることを御理解いただきたいと存じます。

阪神・淡路大震災の特例措置の継続についてのお尋ねでございますが、大震災に対する税制上の対応としては、その被害の広範性を踏まえ、同時に大量集約的に発生いたしましたことを考えますと、税制としてはできる限りの対応を行ってきたところであると存じます。

こうした税制上の特例措置の今後の扱いについては、被災地全体における復旧状況を踏まえ、各種施策の状況を考慮しながら、適用期限の到来する各年度の税制改正の課題として処理してきており、今後とも適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今回の改正案においては、二十万円特別控除の適用期限を延長いたしましたところであります。

次に、阪神・淡路大震災によって被災をいたしました企業の事業活動の復旧等への対応としては、国税においても、被災代替資産の特別償却、特定の事業用資産の買いかえ特例など、種々の措置を講じてまいりましたところであります。特に、被災代替資産等の特別償却につきましては、中小法人の場合の特別償却率を大法人に比べて高く設定しているところでございます。震災復興に係るこれらの特例措置は、税制としてできる限りの対応を行ったものであり、最大限の活用をお願い申し

上げたいと存じます。

最後に、消費税に関する御指摘については、本年四月の税率引き上げとあわせ、次のような改正を実施いたします。

まず、消費税の中小特例措置を大幅に縮減いたします。これにより、いわゆる益税の解消は相当に進捗するものと考えております。

また、制度に対する信頼性を高める観点から、帳簿に加え請求書等の保存を要件とする仕入れ税額控除の方式を導入いたします。

今後、こうした改正の効果や中小事業者の事務の実態等を把握しながら議論を進めてまいりたいと考えておるところであります。

また、軽減税率の採用については、軽減税率の範囲を合理的に定めることは難しい、新たな事務負担のコストが価格にはね返るので税率五%のもとでは価格低下の効果に疑問があるといった問題があり、将来的な検討課題であると考えています。

(拍手)

〔国務大臣亀井静香君登壇、拍手〕

○国務大臣(亀井静香君) 議員御指摘の事案につきましては、現在、徹底的な調査を実施いたしておるところでございます。この結果を踏まえまして、厳正適切に対処してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
田村 公平君 栗原 君子君
魚住裕一郎君 渡辺 孝男君
末広真樹子君 山口 哲夫君
釘宮 馨君 榎本 潤一君
山本 保君 椎名 素夫君
矢田部 理君 西川 玲子君
山崎 力君 高野 博郎君
江本 孟紀君 長谷川道郎君
平田 健二君 和田 洋子君
常田 享群君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
水島 裕君 岩瀬 良三君
小林 元君 石田 美栄君
山崎 順子君 都築 謙君
荒木 清寛君 浜四津敏子君
直嶋 正行君 寺澤 芳男君
統 訓弘君 武田 節子君
長谷川 清君 牛嶋 正君
泉 信也君 白浜 一良君
勝木 健司君 猪熊 重三君
星野 朋市君 木暮 山人君
広中和歌子君 片上 公人君
及川 順郎君 石井 一二君
鶴岡 洋君 永野 茂門君
大森 礼子君 芦尾 長司君
水野 誠一君 上吉原一天君
大野つや子君 加藤 修一君
奥村 展三君 堂本 曉子君

岩永 浩美君 依田 智治君
阿曾田 清君 益田 洋介君
林 久美子君 鈴木 政二君
武見 敏三君 海野 義孝君
戸田 邦司君 高橋 令則君
今泉 昭君 小山 孝雄君
北岡 秀二君 龜谷 博昭君
釜本 邦茂君 風間 昶君
横尾 和伸君 山下 栄一君
平野 貞夫君 二木 秀夫君
磯池 祥肇君 石渡 清元君
鎌田 要人君 寺崎 昭久君
木庭健太郎君 足立 良平君
田村 秀昭君 松浦 孝治君
野沢 太三君 永田 良雄君
鈴木 貞敏君 平井 卓志君
林 寛子君 吉田 之久君
大久保直彦君 世耕 政隆君
林田悠紀夫君 西田 吉安君
服部三男雄君 上野 公成君
岡 利定君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
保坂 三蔵君 平田 耕一君
林 芳正君 塩崎 恭久君
吉村剛太郎君 溝手 顕正君
山崎 正昭君 加藤 紀文君
谷川 秀善君 狩野 安君
関根 則之君 尾辻 秀久君
矢野 哲朗君 松谷蒼一郎君
佐藤 静雄君 野間 昶君
南野知恵子君 鹿熊 安正君
陣内 孝雄君 斎藤 文夫君

中曾根弘文君 石川 弘君
須藤良太郎君 片山虎之助君
清水嘉与子君 吉川 芳男君
竹山 裕君 青木 幹雄君
下稻葉耕吉君 上杉 光弘君
宮崎 秀樹君 久世 公義君
倉掛 哲男君 倉田 寛之君
高木 正明君 遠藤 要君
大木 浩君 村上 正邦君
坂野 重信君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 太田 豊秋君
笠原 潤一君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 上山 和人君
畑 恵君 馳 浩君
日下部徳代子君 谷本 嶺君
菅野 壽君 中島 眞人君
長峯 基君 橋本 聖子君
大淵 絹子君 金田 勝年君
景山俊太郎君 海老原義彦君
岩井 國臣君 阿部 正俊君
横崎 泰昌君 鈴木 栄治君
清水 澄子君 成瀬 守重君
大島 慶久君 坪井 一宇君
真島 一男君 佐藤 泰三君
河本 英典君 清水 達雄君
梶原 敬義君 小野 清子君
志村 哲良君 木宮 和彦君
浦田 勝君 石井 道子君
守住 有信君 真鍋 賢二君
宮澤 弘君 嶋崎 均君
井上 孝君 板垣 正君

岡野 裕君 大河原太一郎君
岡部 三郎君 田沢 智治君
志苦 裕君 国井 正孝君
齋藤 勤君 小川 勝也君
西川 潔君 山下 芳生君
朝日 俊弘君 峰崎 直樹君
中尾 則幸君 笠井 亮君
渡辺 四郎君 前川 忠夫君
今井 澄君 川橋 幸子君
山田 俊昭君 阿部 幸代君
及川 一夫君 山本 正和君
萱野 茂君 薬科 満治君
一井 淳治君 須藤美也子君
西山登紀子君 角田 義一君
角田 義一君 三野 栄子君
千葉 景子君 本岡 昭次君
緒方 靖夫君 筆坂 秀世君
吉川 春子君 村沢 牧君
鈴木 和美君 小島 慶三君
笹野 貞子君 伊藤 基隆君
有働 正治君 橋本 敦君
吉岡 吉典君 田 英夫君
赤桐 操君 武田邦太郎君
久保 亘君 菅野 久光君
松前 達郎君 藤澤 弘君
立木 洋君 上田耕一郎君

國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 三塚 博君
厚生大臣 小泉純一郎君
郵政大臣 堀之内久男君
建設大臣 亀井 静香君

政府委員

大蔵省主計局次 林 正和君
大蔵省主税局長 薄井 信明君

議長の報告事項

去る二月十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 岡部 三郎君 補欠 前田 勲男君

法務委員

辞任 前田 勲男君 補欠 岡部 三郎君

商工委員

辞任 青木 薪次君 補欠 堀原 敬義君

建設委員

辞任 堀原 敬義君 補欠 青木 薪次君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 日下部徳代子君 (山本正和君の補欠)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書 (瀬谷英行君提出)

同日本院は、検査官に杉浦力君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、科学技術会議議員に石塚貢君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に岩男寿美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省アジア局長加藤良三君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 大島 賢三君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長事務代理大島賢三君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 伊藤 基隆君 補欠 千葉 景子君

外務委員

辞任 高野 博師君 補欠 渡辺 孝男君

大蔵委員

辞任 千葉 景子君 補欠 小川 勝也君

文教委員

辞任 阿部 幸代君 補欠 山下 芳生君

厚生委員

辞任 渡辺 孝男君 補欠 高野 博師君

農林水産委員

辞任 菅野 壽君 補欠 三重野栄子君

商工委員

辞任 松村 龍二君 補欠 林 芳正君

通信委員

辞任 山下 芳生君 補欠 阿部 幸代君

建設委員

辞任 三重野栄子君 補欠 菅野 壽君

小川 勝也君

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成八年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
大島 賢三 (解職) 平九二七
外務省アジア局長事務代理

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 加藤 良三君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長加藤良三君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 辞任 渡辺 孝男君 補欠 高野 博師君

文教委員 辞任 山下 芳生君 補欠 阿部 幸代君

厚生委員 辞任 高野 博師君 補欠 渡辺 孝男君

農林水産委員 辞任 三重野栄子君 補欠 菅野 壽君

林 芳正君 補欠 松村 龍二君

商工委員 辞任 松村 龍二君 補欠 林 芳正君

阿部 幸代君 補欠 山下 芳生君

通信委員

辞任

菅野 善君

補欠

三重野栄子君

予算委員

辞任

山崎 正昭君

補欠

石渡 清元君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 岡部 三郎君

(前田勲男君の補欠)

厚生委員会

理事 木暮 山人君

(北澤俊美君の補欠)

商工委員会

理事 前川 忠夫君

(藥科清治君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

内航海運組合法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成八年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

建設委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

小川 勝也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る二月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

前田 勲男君

補欠

太田 豊秋君

労働委員

辞任

石井 道子君

補欠

煙 恵君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

建設委員

辞任

太田 豊秋君

補欠

前田 勲男君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書(瀬谷英行君提出)

去る二月二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

千葉 景子君

補欠

伊藤 基隆君

大蔵委員

辞任

小川 勝也君

補欠

千葉 景子君

労働委員

辞任

煙 恵君

補欠

石井 道子君

建設委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

小川 勝也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る二月二十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任

岩永 浩美君

補欠

平田 耕一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

塩崎 恭久君

補欠

武見 敬三君

行政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

塩崎 恭久君

補欠

武見 敬三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 清水 澄子君

補欠

外務委員会

理事 高野 博師君

補欠

厚生委員会

理事 菅野 善君

補欠

農林水産委員会

理事 阿曾田 清君

補欠

理事 谷本 鐵君

補欠

理事 一井 淳治君

補欠

通信委員会

理事 三重野栄子君

補欠

労働委員会

理事 川橋 幸子君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任

大野つや子君

補欠

岩永 浩美君

同日内閣から次の議案が提出された。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(閣法第四七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(閣法第四四号)

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

同日議長は、中華人民共和国鄧小平前中央軍事委員会主席の逝去に際し、同国鄧石全中国人民代表大会常務委員会委員長宛電を発送した。

去る二月二十四日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

高野 博師君

補欠

益田 洋介君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任 補欠

武見 敬三君 塩崎 恭久君

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任 補欠

塩崎 恭久君 武見 敬三君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事 赤桐 操君 (照屋寛徳君の補欠)

去る二月二十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

青木 薪次君 谷本 巍君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

益田 洋介君 高野 博師君

同日内閣から次の議案が提出された。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書千九百九十六年五月三日に改正された。

れた議定書II)の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

放送大学學法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問(答弁することができる期限 三月十九日)

去る二月二十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

谷本 巍君 青木 薪次君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

経済の活性化及び経済構造の改革に資するため緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律案(野田毅君外七名提出(衆第七号))

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

緒方 靖夫君 笠井 亮君

決算委員

辞任 補欠

筆坂 秀世君 緒方 靖夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

高野 博師君 渡辺 孝男君

同日議員から次の議案が提出された。

解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名発議(参第一号))

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(吉川春子君外一名発議(参第二号))

同日内閣から次の議案が提出された。

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(閣法第五二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

経済の活性化及び経済構造の改革に資するため緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律案(野田毅君外七名提出)

去る三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

渡辺 孝男君 高野 博師君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

平成九年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(野田毅君外九名提出(衆第八号))

地方税法の一部を改正する法律案(野田毅君外九名提出(衆第九号))

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名発議)

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(吉川春子君外一名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議
室長事務代理 東 良信君
兼内閣總理大臣官房外
政審議室長事務代理

同日内閣總理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政
審議室長事務代理兼内閣總理大臣官房外政審議室
長事務代理東良信君(同日議長承認)を、第四百十
回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し
た。

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

日下部清代子君

補欠

及川 一夫君

同日内閣から次の議案が提出された。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣
法第五八号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律案(閣法第五九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する
法律案(閣法第五三三号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法
第五四号)

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律
案(閣法第五五号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

河川法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

田村 秀昭君

補欠

永野 茂門君

懲罰委員

辞任

永野 茂門君

補欠

田村 秀昭君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
平成九年度における財政運営のための公債の発
行の特例等に関する法律案(閣法第一号)

酒税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
の一部を改正する法律案(閣法第七号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第
三三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成九年度一般会計予算(閣予第四号)
平成九年度特別会計予算(閣予第五号)
平成九年度政府関係機関予算(閣予第六号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

永野 茂門君

補欠

田村 秀昭君

懲罰委員

辞任

国井 正幸君

補欠

齋藤 勲君

懲罰委員

辞任

田村 秀昭君

補欠

永野 茂門君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第
九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣委
員長提出(衆第一〇号))

同日人事院總裁から、国家公務員法第二十三條の
規定に基づく研究業務に従事する一般職の職員の
任期を定めた採用等に関する法律の制定について
の意見を受領した。

同日人事院總裁から、国家公務員法第二十三條の
規定に基づく国と民間企業との間の人事交流を適
正に実施するための一般職の職員の身分等の取扱
いに関する法律の制定についての意見を受領し
た。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

竹山 裕君

補欠

石川 弘君

田村 秀昭君

補欠

木暮 山人君

久保 亘君

上田耕一郎君

補欠

久保 亘君

等井 亮君

西山登紀子君

同日衆議院から次の内閣提出案が提出された。

国家公務員法の一部を改正する法律案(衆第
一〇号)

同日内閣から次の議案が提出された。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第六二二号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(閣法第六三三号)

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
(閣法第六四四号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
き、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録
事務所を設置に關し承認を求めるの件(閣承認
第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法
第一四四号)

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

男女共同参画社会基本法設置法案(閣法第一八号)

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案
(閣法第四五五号)

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改
正する法律案(閣法第四六六号)

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

商法等の一部を改正する法律案(閣法第六一〇号)
法律の整備に關する法律案(閣法第六一〇号)
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認し
た。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成九年度一般会計予算

平成九年度特別会計予算

平成九年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成九年度総予算について

一、開会の日

平成九年三月十七日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成九年三月十七日

予算委員長 大河原太一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

石川 弘君

竹山 裕君

石渡 清元君

横崎 泰昌君

木暮 山人君

田村 秀昭君

及川 一夫君

三重野栄子君

久保 巨君

本岡 昭次君

西山登紀子君

阿部 幸代君

議院運営委員

辞任

補欠

三重野栄子君

及川 一夫君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出(衆第一一〇号))

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 動

内閣官房

内閣官房

東 良信 (解職) 平九三〇

事務代理

議事室長

公署等調

事務局長

永島 孝彦 日本学術

事務局

局長

同日内閣総理大臣から議長宛、同日特許庁長官荒

井寿光君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の

通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを

承認した。

内閣官房内閣外政

兼内閣総理大臣官

房外政審議室長

平林 博君

公署等調整委員会事務局長 下野 省三君

特許庁長官事務代理 広沢 孝夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政

審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博

君外一名(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府

委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

加藤 紀文君

補欠

小山 孝雄君

横崎 泰昌君 石渡 清元君
三重野栄子君 淵上 貞雄君
阿部 幸代君 須藤美也子君

議院運営委員

辞任

補欠

及川 一夫君

三重野栄子君

須藤美也子君

阿部 幸代君

同日衆議院から次の議案が提出された。

地方公務員法の一部を改正する法律案(衆第一

一〇号)

同日内閣から次の議案が提出された。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護

に関する南極条約議定書の附属書Vの締結につ

いて承認を求めるの件(閣条第八号)

アジア太平洋郵便連合章の追加議定書及び

アジア太平洋郵便連合一般規則の締結につ

いて承認を求めるの件(閣条第七号)

千九百七十四年の海上における人命の安全のた

めの国際条約に関する千九百八十八年の議定書

の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

千九百八十八年の満載喫水線に関する国際条約

の千九百八十八年の議定書の締結について承認

を求めるの件(閣条第九号)

南極地域の環境の保護に関する法律案(閣法第

七〇号)

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第

七一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一

部を改正する法律案(閣法第一〇号)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の

一部を改正する法律案(閣法第一七号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法

第三八号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間

の協定の締結について承認を求めるの件(閣条

第五号)

日本銀行法案(閣法第六五号)

金融監督庁設置法案(閣法第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に関する法律案(閣法第六七号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に

関する法律案(閣法第六九号)

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠
小山 孝雄君 加藤 紀文君
野間 越君 中島 眞人君
牛嶋 正君 荒木 清寛君
田村 秀昭君 小林 元君
淵上 貞雄君 渡辺 四郎君
川橋 幸子君 一井 淳治君
笠井 亮君 橋本 敦君
須藤美也子君 藤澤 弘君

議院運営委員

辞任

阿部 幸代君

補欠

須藤美也子君

同日内閣から次の議案が提出された。

道路交通法の二部を改正する法律案(閣法第七五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(閣法第七二号)

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

国家公務員法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(閣法第四七号)

商工委員会に付託

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

男女共同参画審議会設置法案(閣法第一八号)

内閣委員会に付託

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

農林水産委員会に付託

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について、院外において証人の証言を聴取するため

一、派遣委員

第一班 大河原太一郎 片山虎之助

高藤 文夫 横尾 和伸

照屋 寛徳 薬科 満治

橋本 敦 山田 俊昭

佐藤 静雄 田沢 智治

木庭健太郎 都築 譲

山本 正和 有働 正治

一井 淳治

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

笠井 亮君

補欠

阿部 幸代君

補欠

笠井 亮君

文教委

辞任

阿部 幸代君

補欠

笠井 亮君

予算委員

辞任

中島 眞人君

補欠

アジアル太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

外務委員会に付託

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

内航海運組合法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

運輸委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

通信委員会に付託

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

労働委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

建設委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

酒税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

大蔵委員会に付託

工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第九号)
商工委員会に付託

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中近東アフリカ局長登誠一郎君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長事務代理 日向 精義君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長事務代理日向精義君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

平成九年三月十四日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4284
定価	本号一部 一〇五円
送料	別